

第二十六回国会 参議院文教委員会會議録第十一号

(一七二)

昭和三十三年三月十四日(木曜日)午前十一時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 有馬 英二君
野本 品吉君
矢嶋 三義君
常岡 一郎君

委員

川口爲之助君
田中 茂穂君
林田 正治君
林屋亀次郎君
三浦 義男君
吉田 萬次君
安部 清美君
高田なほ子君
松澤 靖介君
湯山 勇君
國務大臣 文部大臣 難尾 弘吉君
政府委員 文部大臣官房 會計参事官 天城 勲君
文部省初等中等教育局長 内藤警三郎君
文部省大学学術局長 緒方 信一君
文部省社会教育局長 福田 繁君
郵政政務次官 伊東 岩男君
郵政省電波監理局長 濱田 成徳君
事務局 常任委員 工楽 英司君
会専門員

説明員

文部省管理 赤石 清悦君
局振興課長

本日の会議に付した案件

○委員長の報告

○教育、文化及び学術に関する調査の件
(学校の環境維持に関する件)
(教育テレビジョンに関する件)

○理科教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案(内閣提出)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。
まず、委員長及び理事打合会の経過について報告いたします。

本日は、午前中は、かねて当委員会において調査検討を行なってきた教育環境浄化について一応の具体案ができましたので、これに対して御検討を願うことといたしました。午後は、前回の委員会ですでに質疑を終局しております理科教育振興法の一部を改正する法律案について討論採決を行い、引き続き私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案について質疑を行うことといたしました。

なお、理科教育振興法の一部を改正する法律案に対し付帯決議案が提出されておりますので、本件については後刻御協議をお願いいたします。
また、矢嶋委員から教育テレビジョンについて郵政大臣及び電波監理局長

に対し緊急質問が提出されましたので、これを許可することといたしました。

以上の通り取り違ふことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(岡三郎君) それでは学校の環境維持に関する件を議題といたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

この学校の環境維持に関する法律案は、先般米鳩森小学校周辺に起つておりました温泉マークの旅館が学校の教育に非常な影響を及ぼしておりますので、いろいろと参考人を招いて実情を調査する等、鋭意解決に努力して参つたのであります。その締めくくりにして、四月一日以降寒防止法が施行されるといふ条件とも兼ね合せで、急速にまとめる必要があろうと思つて、お手元に配付いたしました次第であります。で、これを本日御協議願つて、各党派で御検討の上、来週十九日を目標にしてこの法案を可決したい、こういうふうになつておる次第であります。

以上お含みの上、御検討をお願いしたいと思います。

○野本品吉君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。

午前十一時十七分速記中止

午後零時十六分速記開始

○委員長(岡三郎君) 速記を起して。
ただいまの懇談によりまして、この学校の環境維持に関する法律案、仮案ですね、これを各党派で急速に御検討いただいて、先ほど申し上げましたように、十九日を目標にして御協議が成立するように御努力をお願いいたします。

以上で午前中の審議を終りまして暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長(岡三郎君) 午前に引き続き委員会を再開いたします。

理科教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対してはすでに質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○高田なほ子君 日本社会党を代表いたします。理科教育振興法の一部を改正する法律案について賛成の意見を申し上げます。

もとより理科教育が文化的な国家の建設の基礎として特に重要な使命を有することにかんがみ、教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり理科教育を通じて科学的な知識、技能及び態度を修得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて日常生活を合理的に営

み、かつわが国の発展に貢献し得る有為な国民を育成するため理科教育の振興をはかることを目的とするこの理科教育振興法の目的にかんがみまして、今回特に私立学校が国のあたたい手によつてこうした目的が達せられ、わが国の科学水準の向上とともに日本の文化国家建設への大きな基礎を開けたといふことは、まことに実は御同慶にたえないところであります。

願ひまして私立学校教育の問題については、はなはだこの日本においては国の手が伸び過ぎない。私はたびたびこの委員会の席上でも申し上げましたように、イギリスのようなどころでは大体国が七〇％の手を伸べている。自己負担は三〇％にすぎない。わが国においては自己負担は七〇％である。国の負担は三〇％であるというふうな現状でありますので、この法律の中で、私立学校が計画の中で国の手によつて目的を達成し得るというこのことについては、まことにけつこうな点であるかと思つております。しかしながら、この一歩前進した姿を見ますとはなはだ現状にかけはなれていような予算が組まれているのではないかと。私立学校の理科教育の現状はすでに非常なむしろ窮乏の状態に達している。しかるにかかわらずはなはだ今回の予算の立て方が少い。三十二年度は約一千万円である。従つて中学校当りでは一校八万円である。高等学校では十万円である。児童生徒当り一人前にすると大体四円か五円ぐらいのものであ

りまして、今日紙芝居を見るのにも五円や十円の金は子供はやはり使っている。文化国家を目ざす理科教育の振興の予算の組み方はこのような零細のものであつてはならないのです。ぜひこれは予算の面においても相当考慮されなければならぬ。私はこの点を強く主張しなければならぬわけであります。特に理科教育振興法の規定によれば、国は理科教育に對する総合計画を樹立しなければならないことになつておりますが、この総合計画の樹立の面においてももっと私は研究されなければならぬ面があるのではないだろうか。すなわち今回文部省の説明によれば、最低水準まで達するため國の予算は八億五千万円が計上されている模様であります。しかもこの八億五千万円の費用をもつて最低の水準を達するまでの計画年次としては十三年という長年月を要している模様であります。わが國の文化の發達は実に急速な進歩を遂げつつあり、なかなしく科学の發展は最近目ざましいものがあるのであります。が、十三年計画の中で八億五千万円をもつて最低の水準をきめていこうとするこの計画そのものについても、さらにもう一段の研究が必要ではないか。私もはた単に文部省が提示した十三年計画、八億五千万円の予算をもつて十三年後のわが國の文化の水準を維持し得るその基礎になるとは、どうしても考えられない。従つて文部省はこの法案を通された暁において、早急にこれが対策を樹立され、再検討をされて、予算の面においても格段の御検討をわすらわしたい。このように考えるわけであります。さらに希望したいことは、予算の配

分の方法であります。貧困な現状で零細な予算が配分されるということになりますと、そこに非常なその配分のむずかしさができてくるのではないでしようか。中央においては管理局がその衝に当ると言われておりますが、單に中央の管理局のみでこのわずかの予算を公平に、かつ、適正に配分するということはしかく困難ではないかというふうに考えられます。産振法を通過させますときには、予算の配分問題は当委員会でもかなりきびしく論議されたと記憶しております。従ひまして理振法の予算の配分においても、單に中央の機関がその衝に当るだけでなく、配分のためというよりは、予算の公平な実効の上る使い方をさせるためには、各都道府県においてもそれぞれ審議會を設置されて、そうして予算の配分並びにその配分から出發するところの総合的な計画が常に上部機関に反映し得るような、そういう機構が考慮されていいのではないかと。もしそういう方法が考慮されないとすれば、予算の比較的余裕のある学校は二分の一の国の補助を受けることがありましようけれども、まことに予算の少い、言うならば最も弱小な私立学校が予算配分の面において置き忘れられるという危険性があり、ここに生ずる学校差の問題は、教育の機会均等という面に非常な悪影響を及ぼしてくるのではないかと。しかのみならずこの予算の配分を受けたいために、私立学校自体がPTAの寄付、あるいはその他の寄付行為に狂奔して、教育者が教育の本来を離れて寄付募集人員になり下ったり、あるいは一部の金力者に対して教育者の權威を失墜するような、こういうような状

況に陥らないともこれは予想できない状態であつて、しかうこの配分の問題については、予算の増額とともに相当私立学校の理科教育の現状と相待つて再検討しなければならぬ問題ではないか。私どもはこの点に非常な危惧を感ずるとともに、こうした危惧を一掃されるように特段に文部当局の御努力をわすらわしまして、私は本法案に対して賛成の意見を終りたいと思います。

○矢嶋三義君 私は本法律案を可決するに当りまして、付帯決議をなすことを提案いたします。

本法律案の審議の過程においてわが国の科学技術の振興並びに科学教育の振興がいかに重要であり、また現状はいかなるものであるかということが明確になったわけでありまして、今後日本の科学技術の水準と科学教育の振興をはかるためには、理科教育の振興というものをぜひともその基本として達成させなければならぬという立場から、この法律案を可決するに当りまして、理科教育振興に関して全般的な立場から、以下申し上げますような付帯決議を提案申し上げる次第でございます。朗読をいたします。

本委員会は、理科教育振興法の一部を改正する法律案を可決するに際し、次の附帯決議を附する。

政府は次の事項の実施に努めるべきである。

一、理科教育振興のための設備基準を可及的速かに高めるべく、省令を改めるとともに、設備充実の経費について、強力な予算措置を講ずること。

二、理科教育における実験、実習に従事する助手の定数を確保すると

ともに、その待遇を改善するため速かに適切な措置を講ずること。

三、理科教育振興のため、教員の養成計画を樹立し、特に現職教員の再教育に意を注ぐこと。

以上であります。御賛同をお願いいたします。

○委員長(岡三郎君) 別に御意見もな
いようでありますから、討論は終局
したものと認めて御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認

めまします。
速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（岡三郎君） 速記をつけて。

これより採決に入ります。
理科教育振興法の一部を改正する法律案を議題と供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(岡三郎君) 全会一致でござ

います。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いた

しました。
なお、本院規則第一百四条による本会

議における口頭報告の内容、第七十二
条により議長に提出すべき報告書の作

成その他自後の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願

「異議なし」と呼ぶ者あり
せんか。

○委員長(岡三郎君) 御異議ないものと認めます。よつてさよう決定いたし

それから報告書には多数意見者の署名を要する。

名を願います。
多数意見者署名

吉田 薫次	湯山 勇
高田 なほ子	田中 茂穂
松澤 靖介	安部 清美

三浦	義男	林田	正治
野本	品吉	有馬	英二
常岡	一郎	矢嶋	三義

○委員長(岡三郎君) 次に、討論中矢嶋委員から提出されました付帯決議案を議題といたします。

矢嶋委員提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手

を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡三郎君) 全会一致であり

ます。よつて本付帯決議案は可決されました。

○委員長(岡三郎君) 次に、午前中御相談申し上げました矢嶋委員より緊急質問が提出されております教育テレ

について、矢嶋委員の質問を許します。

○矢嶋三義君　まず、委員長にお尋ね
いたしますが、ただいまたださんとす
る教育テレビの問題に関しては、かつ

て本委員会でもちよつと取り上げられたことがあり、それ以来、郵政大臣並び

に電波監理局長の出席をいただいて、
そして緊急なる案件であるがゆえに、

問題の所在を明確にいたしたい、こういう考えであつたわけでありますが、

郵政大臣しばらくの間御病気で登院な
さっておられなかったので、それが下

なさいましたので、緊急な問題であるだけに、責任者の御出席をいただいてただきといたわけでございますが、本日なお大臣お見えになっていないようですが、どういう理由でおいでにならないのか、また監理局長はおいでになっておられるのか、またこれからおいでにならないのか、質問に先だつてその点、委員長からお答えいただきたいと思ひます。

○委員長(岡三郎君) ただいまの矢嶋委員の御質問にお答え申し上げます。午前中からの御要求によりまして、平井郵政大臣、郵政省電波監理局長濱田君に当委員会に出席を督促して参りましたが、平井郵政大臣は、病後のこととて病院に診察に参りたいということと、衆議院の本院議にも出席できずにお帰りの様子であります。それから電波監理局長につきましては、現在出席方を督促中でありましては、現お待ちを願ひたいと思ひます。なお郵政大臣のかわりに郵政事務次官の伊東岩男君が出席されておりますので、御質問をお願いしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 監理局長の次長、お見えになっておりませんか。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をやめて。

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○矢嶋三義君 平井郵政大臣のかわりに出席されました伊東次官にまず御要望申し上げておきます。文教委員長は、通信委員会の審議も考慮しまして、ずいぶん紳士的に、御都合のつくときに御出席願ひたい、こういう態度を堅持されて参つたのですが、平井郵

政大臣御病氣ならいたし方ないわけですが、その後、電波監理局長、それができなければ次長の出席と言つても、言を左右にしてなかなか出席されない、この態度は、立法府としては許すことはできないと思ふのです。何も、政府委員に任命され国会から承認されておる方は、特定の委員会の政府委員じゃなくて、国会に対する政府委員ですから、委員長も、今要請してすぐ出てこなければならぬというわけじゃないのですから、相当の余裕が与えられておるわけですから、大臣あるいは政務次官、局長、次長という方々は、相当誠意を持って委員会に出席されるようされなければならぬ。これは当然のことだと思ひます。従つて私は強く要望いたしておきます。おそらく次官の部下の方、おいでになつておると思ひますから、局長に至急に本委員会に出席するよう御指示いただきたいと思ひます。

○委員長(岡三郎君) さよう、ただいま矢嶋委員が言われた通りに督促いたします。

○矢嶋三義君 まず私は文部大臣に伺ひます。文部大臣はこの前の本委員会において、チャンネル・プランの設定に際しては、テレビの教育に対する重要性から、教育用テレビのチャンネルをぜひ確保したい、また郵政大臣ともこのことを連絡をとつて期待に沿ひたい、こういう発言をされたわけでございますが、この際承りたこととは、本日まで郵政当局にいかような交渉をされ、その経過はどうなつておるかということ、それから基本的に、この教育テレビについて文部大臣はどういう基本的なお考えを持っておる

か。さらにそれを掘り下げて具体的に言うならば、チャンネルの確保に當つては、いかような形態が望ましいと、こういうふうにお考えになつて交渉を持たれたつあるのか、その点についてまず文部大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) テレビが青少年の教育の上に大きな影響を持つものであるというふうに私は考へるのでございまして、従つて現在のテレビにつきましては、教育的効果なるべく上げるような配慮を払つてほしいと思つておるわけでありまして、現在特に教育のためにテレビをやるうじやないかといううような話が出ておるわけでありまして、これらにつきましても、私としては非常にいいことだと思ふのであります。そこで、しかし、やり方が間違つてくるといふと、とんでもないことになつてしまふといふような心配もある問題でございまして、郵政当局においていろいろ御検討中と伺つておりますので、特に郵政大臣に對しまして、おやりになるのならしっかりとしたものをつやつてほしい、心配の要らないようなりつばなものを一つやう上げていただきたい、こういうことをお願いしているわけでございます。私と郵政大臣との間におきましては、別にそれ以上の話は今日までございせん。目下郵政当局においてこの問題について御検討中と伺つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 先般、大臣は努力されたいことを御答弁なさつたので、私は御期待いたしておつたわけですが、ただいまの答弁では私は納得できません。少くともテレビの教育に對する影響性、それからその効果というものを認識されてお考えになつておられる以上は、最近相当大きな問題になつておるこの問題の解決に當つては、文部大臣としては教育テレビが日本で行われるようにしたい、あつてほしい、そういう積極的な自主性のある文部省、文部大臣のお考えをもつて、私は郵政当局と交渉を持たなければならぬと思ひます。また特に今の段階というものは私はそういう時期にきておると思ふんです。従つて今文部大臣は、きわめてはく然としたお答えをいただいたわけですが、私はもう少し文部大臣としてはお考えを持つていらつしやるだらうと思ふのです。たとえばこの教育テレビをやるに當つては、教育基本法に書いてありますように、教育の機会均等と地域差の是正、こういう点は一つぜひとも貫きたいとか、たえていへばそういうことですが、そういううようなお考え方をやはり教育テレビに對してあなた持たれているはずだと思ひます。それを今お答えいただきたかと思ひます。その点、基本的な問題でございまして、お聞かせ

【速記中止】

る影響性、それからその効果というものを認識されてお考えになつておられる以上は、最近相当大きな問題になつておるこの問題の解決に當つては、文部大臣としては教育テレビが日本で行われるようにしたい、あつてほしい、そういう積極的な自主性のある文部省、文部大臣のお考えをもつて、私は郵政当局と交渉を持たなければならぬと思ひます。また特に今の段階というものは私はそういう時期にきておると思ふんです。従つて今文部大臣は、きわめてはく然としたお答えをいただいたわけですが、私はもう少し文部大臣としてはお考えを持つていらつしやるだらうと思ふのです。たとえばこの教育テレビをやるに當つては、教育基本法に書いてありますように、教育の機会均等と地域差の是正、こういう点は一つぜひとも貫きたいとか、たえていへばそういうことですが、そういううようなお考え方をやはり教育テレビに對してあなた持たれているはずだと思ひます。それを今お答えいただきたかと思ひます。その点、基本的な問題でございまして、お聞かせ

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 郵政大臣はいし郵政当局におかれましては、この教育テレビの実現という点についてお考えを持つていらつしやることと考へます。そのつもりで、それを前提として話でございますが、それ以上の問題につきましても、まだ私、あるいは文部省と郵政省との間に検討をする、あるいは交渉をするという段階にまで至つておらないように思ふのでございまして、目下郵政当局の方におきましていろいろこの電波の問題について御

検討中と伺つておるわけでありまして。○矢嶋三義君 ここでちょっと文部大臣に對する質疑をはずして、政務次官の方に伺つて、それからまた文部大臣に質問を返したいと思ひます。

政務次官に伺ひますが、この一月二十一日にテレビジョン放送用周波数の割當計画、基本方針の一部修正及び周波数の具体的割當計画についてというものを電波監理審議会に諮問されておられますが、この答申はいつごろ行われると予想されておられるのか。さらに具体的なチャンネル・プランは郵政省としていつごろ決定されようという目途のもとに事を進ばれておられるのか。その間においてこの教育用テレビというものはずいぶん国民の関心事であります。かかるがゆゑに私は文教委員会であつて緊急質問をしてゐるわけですが、それらの点について最終決定するに當つて、文部省とどういふ交渉を持たれようと思ひたいと思ひます。

○政府委員(伊東岩男君) 電波事業は文明の先驅を行くもので、非常に有益性を持つております。ことに今問題になつておる教育テレビの問題でございまして、これに関連する波の分け方、決定等はこの基本をなすものでございまして、この重要な問題について、郵政大臣から答ふるべきものでございまして、お断わり申し上げておきますが、ちよつと午前中こちらに出診に参つて、きょうただいままで本会議もございまして、私かわつて出てきておるよう次第で、この点はお許しを願ひたいと思ひます。

御質問の点について、審議会の答申

第六部 文教委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月十四日【參議院】

三

の問題でございますが、今、答申がいつあるかという点についてはまだ決定をいたしておりません。さらに教育テレビの免許の方針のごときについても、今検討中でございまして、どう

いう場合にこれをどうするか、どこにどうするかという点も決定をいたしておりませんが、しかしいづれにいたしましても、これは混乱するようないたしめても困りますので、なるべく早く決定すべきものだと思いますが、今の場合、いつ決定するかという点も、今検討中でございまして、

わかりませんが、事をはっきりお答えできぬことを遺憾に存じます。

なお、教育テレビに対しては、これは文教政策と不可分の関係がありますので、いよいよ実施に当たっては、よくこの点も御協議申し上げなければならぬと、かように考えておる次第でございます。

○矢嶋三義君 では、具体的に何について参りますが、このテレビ放送をするに当たっては、電波の質がよいものを確保されなければならぬという点を言われておられるわけですか。それでUHFとVHFの電波があつて、VHFの電波の質がよろしい、これを確保しなければならぬという点は、教育界等でも叫ばれておられるわけですが、VHFという質のいい電波を教育用テレビに確保するということについては、郵政省としても方針としてきめられていることと思ひますが、その点あなたのお考えはどうかでございますか。

○政府委員(伊東岩男君) さつきから申し上げるように、どの電波をどこに、またどの方向にこれをどうするということ、これは非常に重要な問題でございます。たゞいま事務局でも熱心に検討をいたしておりますので、これははつきり申し上げられませんが、

○矢嶋三義君 そんなものは答弁にならないですよ。そういう点について、あなたは部下と話されたことがございませうか、その点をお答え願ひます。せっかく郵政大臣のかわりにおいでになつて、そういう御答弁では、質疑を続けたいことはできません。もう少しあなたのお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(伊東岩男君) これは重大な問題でございますので、いろいろ打ち合せはいたしておりますが、まだここまではっきり発表するまでの段階に参つておりませんし、なおそういう技術上のことについては、これはむしろ大臣あるいは政務次官というより、電波局長の方がよろうと思ひますので、今出席するように催促をしたようなわけでございまして、果して出るかどうかが、今ちょうど委員会に臨んでおられるのでわかりませんが、どうぞその意味でお許しを願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 文部大臣、その点どうお考えになつていらつしやいますか。承ねるところによりますと、アメリカあたりではUHFの電波は余つておられるけれども、こういうものではチューナーも必要であるし、サービス・エリアも狭くなった上によく出ないので、それを申し込まない実情だと、かように承わつておられるわけですか。われわれ教育界並びに各方面からいろいろ、ぜひともVHFの質のいい電波を教育用に

確保されなければならぬという声を聞くわけですが、文部大臣としてはその点いかうにお考えになつていらつしやいますか、お答え願ひたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 専門の知識を持ちませんので、きわめてばくたのお答えしかできないのでありますが、正確なところは一つ専門家からお聞き取りを願ひたいと思ひますが、私の希望をいたしましては、もちろんいいものが割当てられるということ并希望することは、これは当然のことである。その趣旨をもちまして、郵政当局でもぜひお考えを願ひたいと思つております。

○矢嶋三義君 一般的に伺ひますが、伊東次官は教育テレビは重視されますか、それともあまり教育テレビについては御熱意を持っておられないのでございましょうか。私はあなたの過去並びに現在を知つておられるだけに、教育テレビについては政務次官として相当お骨折りをいただいていると思ひます。わけですが、教育テレビに対する御見解はどうかでございますか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(伊東岩男君) 率直に申し上げますと、テレビの問題については専門的知識をもちん持ち合せはございませんので、従ひまして完全なお答えはできません、こう思つております。大体教育テレビが時代の寵児として非常に要求を受けておること、従ひまして非常に重要性を持つておること、従ひまして、教育テレビをどうするかという点については、決してこれは軽率にできないということばかりでなく、郵政行政のうちでも今回のこの波の分配及びテレビ等の許可方針等に

ついては慎重の態度をとらなければ、万一これで誤まつたならば日本の電波事業に非常な支障を起さしめるばかりでなく、このような教育という重大性を持つておるこのテレビに対しては、特別の配慮をいたさなければならぬと思つておられるので、省内においてもつとに注意して慎重なる検討を加えておるばかりでなく、今一般の専門家、有識者等の意見も聞き、むしろ私もこれは郵政事業の重大なる問題で、そうしてこの問題の責任を持つておるわけでございまして、

われわれは委員会においても、十分委員会の意も体さなければならぬ。さらに教育テレビに至つては、やはり文政上非常に大事な問題であるから、皆さんたちの御意見を聞きつつ、そうしてほんとうに誤まりなき教育テレビとしての実現を期したいと、こういう見解を持つております。

○矢嶋三義君 非常に重要な問題でありますから、慎重にやらなければならぬという点はわかります。だから、先般も湯山委員から一応文部大臣にたゞされたわけですが、文部大臣の先ほどの答弁の範囲内から推察すると、慎重な態度をとられておることです。でも、前進していかないということですね、そういう印象を私は受けます。文部大臣にしても、政務次官にしても、早急に専門家の意見も聞き、御研究なさつて、これは緊急の問題になつておるわけですから、将来悔いを残さないように、早くこの適當なる結論が出るように努力していただかなくちゃならぬと思ひます。私は、基本方針としてこの電波監理審議会に諮問された事項の中に次のように書かれておる点は、

教育テレビを重視しておると思ひます。それは第一番に、この日本放送協会のそれから民放、これを並立させる。さらに、重要地域については民放を許すと、そうしてその第三番目にこのことを書いてある。「學術、技芸、職能教育等もつばら教育的效果を目的とする放送を行う局の設置を必要かつ適當とする場合においては、その実施を可能にすることが考慮する。」云々と書いてあるわけですね。だから、この諮問した原案というものは、私は教育テレビというものを非常に重視しておると思ひます。従つて、今の方向で行けば、私は全国の国民が教育テレビを聴視することができるようなる事態におそくならぬだらうという私は悲觀的な見方をしておるわけですが、教育テレビが学校教育の面に、社会教育の面に大きな貢献をするであらうということ、先進国の実績が示しておるところです。従つて教育の機会均等と地域差の是正という立場から、ぜひとも質のいい波を確保して、全国津々浦々の人がこれを聴視できるといふようにしなければならぬと思ひます。そのためには、この基本方針からは出てこないと思ひます。東京に一つチャンネルを確保しても、この地域の人は聴視できずしてしょうけれども、九州の果の人は聴視できなくなりました。また、たとえ九州の福岡に一つ持つてきても、南の方はできなくなつてくるでしょう。他の民放とネットワークを張つてやるといふことにしても、そういうことになりまふという点、朝人の寝てゐるうちか、あるいは夜人が寝てから後に教育放送が行われるようになって、人が一番聴視するに都合のいい、いわ

この態度を早くきめて、文部大臣として善処していただかなくてはならぬと思うのですが、公共性という立場からやはり公共機関、公共放送をやっているたとえばNHK、こういうところに教育テレビはやらせる方が私は無理で妥当だと、こういう考えを持つものですが、その点、文部大臣はいかようにお考えになられるか。最悪の場合でも先ほど私申し上げましたように、競争をして、その間に他からさらわれていくというような事態にならないように善処を願いたいと思う。そして郵政大臣もすでに病気がなおられて登壇され

す。これを一体だれにやらせるか、いかなる企業体にやらせるかということにつきましては、私は抽象的な結論しか持っておりません。今具体的に、どちらに、だれにやらせるというようなことをお答えする結論を持ちません。いづれにいたしましたも、どこがやるにいたしましたも、ほんとうにやるだけの力があり、しかもその仕事の性質にかんがみまして、心配の要らない、信頼のできるスタッフを持ち、経営者を持つておるところにやってもいい、ということを考えておるわけでありまして、今日の場合、私がどちらがい

いとか悪いとかいうことを申し上げる時期でもないし、また私自身といたしましても結論を持っておりません。

○矢嶋三義君 次回の要請についてはよろしくごさいませぬ。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 報告と言われたのがよくわからないのですが……。

○矢嶋三義君 本日の御答弁では、郵政大臣とのくくり下げて御協議され、どういふ点に意見の相違があり、どこがネックになっておるかという点は、こちらは答弁からはわからないのです。従って、問題は非常に進展して緊急性を帯びてきておるわけでございますから、幸い郵政大臣も御病気が全快されて登院されておるわけでございますから、次の文教委員会までに、さらに専門的に掘り下げた御協議を、また文部大臣としての要請を郵政大臣にされて、その後の経過について本委員会においてお答え願いたい。かように御要望申し上げておきます。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 今日までのところは、先ほど来申し上げておる通りでありまして、特に申し上げることはないのであります。ネットがあるとかないとか、そういうことも郵政大臣と私との間には何もございせん。次の機会におきまして、願わくは一つ郵政大臣にも御出席を願って、郵政大臣の方からいろいろまた説明を聴取していただきたいと思います。その間、私と郵政大臣との間におきまして何かのことがあればもちろんその際申し上げます。

○委員長(岡三郎君) 矢嶋委員に申し上げますが、間もなく濱田電波監理局長が出席するようでありますから、しばらくお待ちを願いたいと思うのですが、よろしくごさいませぬか……。

速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(岡三郎君) 速記を起して。

それでは質疑を続けます。

○矢嶋三義君 時間の制約がありますから、数点について簡単に伺いします。明確にお答え願いたいと思ひます。十一チャンネルの配当については、ずいぶん国民関心の的になっていることは御承知の通りだと思ひます。で、私も、監理当局は教育テレビについては比較的熱心ではないかという印象を受けるわけです。ということは、一月二十一日付で電波監理審議会に諮問した第六項目の中には、このNHKと民放を並立させ、さらに重要な地域については民放を割り当て、そしてあと余った教育テレビというふうな、一、二、三の段階になつていまして、これでいきますとね、私は全国の国民が教育テレビを聴視できるといふ事態になつてこない、この私は見通しを立てるわけなんです。先ほど申し上げたことで、繰り返して申し上げますが、テレビの学校教育、社会教育に及ぼす影響、効果というものは、きわめて大きいし、都会よりも地方の人にとって重大だし、これはやはり教育の機会均等と地域差の是正ということになるわけですから、もちろん公正、不偏不党なものでなければならぬが、全国の人々がひとしく聴視できるように、質のいい電波ですね、承るとVHFはいいので、ぜひともこれでなくちゃならぬということとを専門家から承わつておるわけですから、それを確保して、全国の方が聴視

できるような、かような積極方針を教育テレビについては確保していただきたい。そうあるべきじゃないか、こういう見解を持つておるわけですが、どうもあなたの言葉は非常に消極的で、商業テレビに押されて、おそらくプランがでさうしたときには、日本の国土のうちで東京とか大阪とか、あるいは福岡とか、ごく一部の人がサード・エリアの中に入るような事態になるのじゃないか、こういうような懸念いたしますゆえに、あえてお伺い申し上げます。

○政府委員(濱田成徳君) 放送は、申し上げるまでもなく最も重要なマスメディアのコミュニケーションの方法でありますから、でありますから、この文字のごとく大衆とのつながりがきわめて重要であると考えております。大衆の要望にこたえるような番組をまず第一に考えるのが順序だろと思うのであります。で、そういう意味におきまして、教育、教育も含んだ放送、それから健全な娯楽というふうなものをまず第一にとりまして、いわゆる総合番組として、NHK、民放の両者にやつてもらおうと、そういう見地から十一チャンネルを、先ほどおっしゃいましたような基本方針で割り当てたいか、がなななだろう、こういう提案をしていられる次第でございます。私ども決して教育に不熱心では毛頭ございせん。できますことならば、お説のごとく津々浦々、特に山間僻地の文化に遠いところに教育を及ぼしたい、そういう念願を非常に強く持つておるわけでありまして、合番組を放送していただき、次に順を追って教育に及ぼすのがよろうと考

えました次第でございます。これにつきまして、現段階ではVHFを使うのが一番手早く、また便宜が多いのじゃないか。それで、この基本方針にうたいましたように、教育的效果をもつばならぬような放送に電波を割り当てて、そしてその数はこれで予想されますように少いわけです。局の数は少いのですけれども、それによって逐次これを、この総合番組の中にも教育に重要な影響を及ぼす、さらに全国にまたねく教育放送を実施する必要があると考えました場合には、VHF以外にたとえばUHFの単位を使うことも考えられるのであります。かようにいたしまして、全国あまねく教育放送を実施することも可能であらうと、そう考へていられる次第であります。

○矢嶋三義君 やはり私が心配した通りです。あなたのところは……UHFという言葉が出てきましたが、これはやはりチューナーをつけなければ聞えないので、しかもそれをつけるのに一万円かかる。結局テレビを二台持たなければならぬ。そういうUHFという波ではだめだ。アメリカでは経験済みである。アメリカではこれは余っているけれども、だれも申し込み手はないということをおかれは聞いているわけですから、ですからVHFの波が、教育テレビとして十分割当てるときはUHFで間に合はしてもいいじゃないか、こういう考え方は、私は根本的に捨ててもらいたい。それではだめですよ。それからこの一般番組の中にちよいちよいと教育的な番組を入れたらいいだらうなんて言つても、そんなことをしたら、先ほど言ったのですが、

ゴールデン・タワーなんかに入りやしない。大体今の子供に聞くという、君、一体大きくなつたら何になるかと言つと、松竹歌劇のダンサーか、あるいは職業野球の選手だというぐらいいいのですよ。それはど視聴者から子供にそういうふうな影響を及ぼしているわけですから、だからこのチャンネルは十一あるわけですからね、私は今の日本の実情を、文化国家を指向する憲法を持つていられる日本の国としては、しかも最近この日本の経済力が伸びて来たと言つても、しかし日本の国民所得なんというものは、先進国のそれに比べれば、何分の一、何十分の一ですからね、従つて義務教育すら十分に行われていない状況で、特にこの学校教育はさることながら、社会教育においては先進国よりはるかに劣つていまして、こういうふうな指摘されている日本の実情からいへば、私はここで思い切つて教育用テレビを全国に通じて一本優先的に確保するといふくらいな、私は基本方針があつてしかるべきじゃないか。まあわれわれの考え方とあなたの方の考えになつていられるのでは、非常に隔たりがあり、今の情勢でいけば、結局商業テレビに押されて、スポンサーの関係もありまして、実際は娯楽ものばかりになつて、教育放送というものは聴視できない。つまり日本の国内のごく一部の人のみで、ほんとうに必要な地方の人は、そういう恩典には浴することができない、こういう事態になる可能性が私は七、八割ある。だからあえて皆様方の意見をただすとともに、こちらの意見を申し述べ、御善処を要望しているわけでありまして、もう少し日本の教育文化関係の人々の意見をお聞き下すつて、教育テレビについて、

○政府委員(濱田成徳君) 教育放送についての熱心が足りないというおしかりでありますけれども、私どもといたしましては非常な熱心をもつてこのことを考えておるし、また今日の日本において最も実現しやすい適当な方法は一つにこれだろう、そう判断しまして、こういう案を御提案申し上げた次第でございます。大方の御意見を広く聞きまして、これによって結論を出していこう、そういう考え方の案でございます。

ります。この青少年に及ぼす影響、青少年ばかりでなしに一般の大衆に及ぼす影響は必ずしもよくない。何とかしてこれをよい番組——健全な娯楽、健康的な娯楽、けつこうです、なるべく健全な娯楽、それから社会教育、あるいは宗教教育という方面にまで持っていくまして、そうしてその効果を日本の民族のためによくするようにしなければいかぬという非常に強い私どもは熱情を持つておるわけであります。その一番実行しやすき方法は今日行なっているところ

育、あるいは社会の改良という見地からいたしまして絶対に必要である、ますますこれを盛んにしなければいかぬということを非常に強く論じておりますのを聞いておるのであります。日本においてこのテレビジョンのチャンネル・プランを策定するに当りまして、今日教育テレビという放送を打ち出して、そうして国民大衆にテレビジョンの問題をまじめに考えていただくことが絶対に必要である。そういう見地から私どもは慎重審議いたしました結

それから第二点は、設備の補助となつておりますが、そういう學術研究について補助をいたします場合には、施設の面についても補助をする必要があるのではないか、こう思うのであります。この点が除かれている理由はどこにあるか伺いたないのであります。

それから第三点は、この法案で一番大きな問題点になるであろうと思われる点は、審議会の問題であろうと思ひます。

うなものが非常に前と違って参りまして、研究設備に経費のかかる面も非常に多くなって参ったのであります。特に自然科学の面についてはさようでございます。なお、また私立大学が戦災を受けたりして、前の設備がなくなつたといふこともございますし、そういうふうな更新の必要もございます。さような意味で特に研究設備について私立学校でありますけれども、国から補助して、助成をしまして、研究の充実をはかつていきたい、かような趣旨で

七

○安部清美君 第一点のお答えにつきましてさらに一点お伺いしたいと思っておりますが、そういたしますと、人文、自然科学各般にわたつての研究設備に対する補助でございます。

〔委員長退席 理事矢嶋三義君着席〕

それについて予算が八千八百万でありまして、この場合になつておるようでありまして、この場合にその程度でございまして、一応の私大の学術研究がやれると考へておるものか、この点をもう一回お伺いしたいと思つてあります。それから審議会の権限につきましては、今法案の中にもうたわれておる点もあるやうであります。これは政令でおきめる場合に審議会の委員はどういう方針でございまして、そのかお伺いしたいと思つてあります。

○政府委員(緒方信一君) 第一点の御質問は、御質問の通り人文科学も自然科学も両方含まれます。従来これも御承知でございますけれども、これは昭和二十八年以来私立大学に對しては補助をいたしておるわけであります。もつとも予算額は最初二十八年度はこれは三千万円、二十九年度は二千八百五十万円というところでございました。それから三十年度に三千八百万の予算がつきまして、三十一年度も同様な金額であります。いずれもこの配分は人文科学、自然科学両方に對しては行なつて参りました。三十二年度の予算として計上して今御審議願つておる予算におきましては、八千八百万を計上いたしております。で、一応今年度五千万円増額を見まして一応のめど

もつたように思ひますので、従来やつておりました補助を、私立大学に對して補助を法制化したしまして補助をしていこうと、こういうやうなことでございまして。それから、なお、審議会の構成、組織のことでありまして、今考へております案といたしましては、私立大学の学長、あるいは私立大学の教員、それから私立大学を設けたいとす学校法人の役員というやうなところから出たてだく、それから、なお、そのほか学術に關し識見のある者というものを考へまして組織をしていきたいと思つてあります。

○安部清美君 大体私は今の質問で法案に對する私の持つておりました一応の疑義はわかりましたのですが、この機会に大臣にお伺いしたいと思つて、私立学校は、ことに大学はここにも資料として出されておるのを見ても、莫大な生徒負担のいふやうな学費を要する状態であると思つてあります。なお現状の大学の経営を見てみましても財政的にずいぶん困難な状態にある。その際において國が學術研究その他に補助をして私立大学の育成に當るといふことは、これはけつこくなことだと思ひますけれども、私はこの私立大学自体の、先般も申しました自主性というやうなことから考へまして、いわゆる財閥、あるいは篤志家がそういう公共的な大学に相當の金を寄付するといふことはけつこくなことだと思つておるものであります。が、そういう場合において特別のいふやうな免除措置といふやうなものが講ぜられておるものであるかどうか、またそういうことがないといふればそれについて大臣は何らかの手を打つていただくやうな考へがあるかどうか、こういう点についてお伺いしたいと思つてあります。

○國務大臣(澤田弘吉君) 免稅關係をまず一つ政府委員から御説明いたさせます。

○政府委員(緒方信一君) 学校法人に對しましては、これは大幅な免稅措置をとつております。

○安部清美君 具体的な内容はわかりません。

○説明員(赤石清悦君) 学校法人に對しては免稅でございますが、一番大きなのは法人税でございますが、これは免稅でございます。それから順序は異なるかも知れませんが、固定資産税、これは直接の教育の用に供する場合、これは免稅でございます。その他いろいろたまたま数限りなくあるんでございまして、おまなる例を申し上げて……

○安部清美君 今のは法人自体に對する免稅であります。私の尋ねておりますのはいふやうな寄付の問題、寄付者に對する免稅です。

○説明員(赤石清悦君) 失礼いたしました。個人が学校法人に對して寄付した場合の免稅でございますが、これは法人税法によりまして所得のうちの損金に算入いたしまして現実に免稅の措置になつております。ただし、これにつきましては當然の措置でございます。んで大蔵大臣の承認を要することになつております。

○高田なほ子君 私立大学の文科系、理科系別に籍生数のパーセンテージを見ますと、文科系は大体七三％という数字が資料として出ております。理科系はこれに比べて二四％というので

非常に比率が低いように考へます。そこでなぜこのやうな低い比率が出てくるのかといふことについてはいろいろそれは原因があると思つてはいます。受験する者が理科系を望まないといふ場合もあるでしようし、また施設が非常に少いために實際は希望しても受験の結果ふり落されてしまふ、こういうやうな原因もあるかと思つてはいます。私はこの二四％といふあまりにも低い比率は施設の關係によるものではないだらうかといふやうな疑問を深く持つてあります。この私の見方が誤まつてゐるのかどうかですね、施設が足りないからこの数字をどういふことにして當局はこの数字をどういふふうに把握されておるか、お伺いしたい。

○理事(矢嶋三義君) その答弁のある前に、この資料について説明、釈明してもらいたいと思ひます。私は資料を要求するに當つては、私立大学の学生がどの程度学費を負担しているのか。また国立大学の学生に對して、國はどの程度の費用を備へているのか、きわめて簡単に、わかりやすくするために資料を要求したわけですが、国立の方の費用關係一切出ていないんですが、従つてそういう点の説明並びに釈明を高田委員に對する答弁と一緒にやつてもらいたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) それではこの資料につきまして御説明申し上げ、また御了解も得なければならぬと思つておるところでございまして、それから先にいたします。

御要求いたしましたして国立、私立について文理系統別に籍生者の数といふものを出しております。これは第一ページにございまして、この表をこら

んいたしたいと思ひます。まず、こゝでちよつと説明を加えますと、文科系、理科系、これははっきりいたしますが、「その他」とございします。これは教員養成、あるいは芸術、体育といったやうな教科のものがここに含まれております。これはいずれも両方に分れるのでございまして、分けることはむずかしいので「その他」といたしました。

それから第二ページでございまして、これは私立学校の、これも文科、理科系統別に國費の補助をしてゐるその一人当りの金額を出すやうにといふ御要求でございまして、直接私立大学に對しては補助金として出しておりますのは、ここにあります研究基礎設備補助金三千八百万円、三十一年度の金額でございまして、これはただいまこの法律について御質疑を願つてゐる資料であります。

次は私立大学に對する理科特別補助金五千万円でございまして、この二つを合せて八千八百万円になります。これを文科系、理科系に分けまして、そしてその学生数で割りまして、その数がございまして、この三千八百万円の方が文科の方にも参りますので、それを割つたものがこの金額でございまして。

それから次のページであります。この上の表は私立大学の理科系学生の一人当りの学費の負担であります。一番左に学校納付金といふのがありますけれども、これはこの注に書いてございまして、各大学の昭和三十三年度の入学案内からとりました授業料、あるいは入学金といふものであります。

それから修学費、食住費、日常費その他、これは特に理科系ということじゃございませんけれども、文部省で調べておりました「学生の経済生活の実態」からの調べでございます。

それから一番下の入学に對しまする寄付金であります、これも御要求がありましたので調べてみたのでございますが、やはり三十二年度の入学案内から、わかつただけのものをとつてここに掲げました。入学案内は(1)の下に注釈にございますように、これは二十二大学のものでございまして、これだけのものがはつきりいたしておりましたから、これからとつたわけでございます。非常に制限された資料でございますけれども、その範囲におきまして調整いたしましてお出し申し上げてあります。

それからなおそのほか、ただいまお話のありましたように、国立学校、私立学校の文理科別に、学生一人当りの教育費を出せというお話でございました。これにつきましましていろいろ努力をいたしてみましたが、国立の学生につきましましては私はずぐ出るかと初め思ひましたけれども、御承知のように予算の組み方が非常に入り組んでおりまして、文科、理科別に一人当たりということは非常ににくいわけでございます。それで一つの方法といたしまして、文科関係、あるいは理科関係の単科大学をあげまして、それを学生数で割るといったような作業をいたしてみましたが、どうもこれは代表的な計数にはなりませんので、なお研究いたしております。

それから私立の方はなお一そうわかりにくいので、資料といたしますこと

は困難でございます、ただいまなお作業いたしておりますが、今日は出てきておりませんことを御了承願ひたいと思ひます。資料につきまして以上申し上げます。

先ほど高田委員の御質問でございまして、私立大学におきましては御指摘のように文科、理科系の比率が七三％對二四％となっております。

その原因は、今も御指摘のありましたように、いろいろあるかと存じますけれども、一つの原因といたしましては、これはやはり御指摘のように、やはり施設、設備、研究設備等に理科の方は経費を要しますが、文科系の方は比較的その関係が軽くなりますのでやりやすいという点があるかと存じます。

○高田なほ子君 この施設、設備の関係から、理科系を青年たちが志望しておつても入れないということとは、まことに私は残念なことだと思つたのです。こういふ現状に對して、私立大学の理科系の学生がこれからどんふえていって、大いに日本の科学振興のために実際に役立つような傾向に進んでもらいたいということを強く要望するわけでありまして、通例文科、理科の比率というものはどのくらいまで一体進んでいったらいいのかわ、表現の仕方がまずいかもしれませぬが、非常にこれは文科と理科のアンバランスではないか、特に日本が科学振興ということとを今強く目ざしているときでありまして、この比率がもっともつと狭まってこなければならぬように考えられますが、この点に對して大臣は、特に私立学校の理科系の学生の比率をどういふふうなまでに高めていくのかというふうなことに對しても相当お考え

になつて、予算もお組みになつてゐるのではないかと存じますので、それについての大筋の御主張を一応承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(尾崎弘吉) 文科系と理科系とを一体どういふふうな比率であつてはいいかということにつきましては、私は今日何らの結論を持つておりません。それだけのまだ時期でもないのだから、ただ現在の日本の現実にある、またそれに學んでおりますところの学生というものを代表にして考えました場合においては、私といたしましては、ことに日本の産業經濟の狀態から考えまして、理科系の学生の割合をもつと養成する必要があるというふうな考えをいたしておりますので、先般も申し上げたと思つたのでありますけれども、科学技術教育の振興をばかり、理科系の学生をふやして行く、こういう考え方をいたしておるわけでございます。

今日御審議をお願いいたしておりますところの予算でございまして、これはその確かな目標をもつて予算を組まれたものではないというふうな御了解を願ひたいと思つたのであります。今後の問題といたしましては、できうべくんば少くとも国立についてはこの程度の学生を作りたい、また私学に對してはこの程度の学生を作りたいに持つていきたいという計画ができれば非常に幸いだと思つております。その方向に對して檢討を進めて参りたいと思つております。

○高田なほ子君 日本の經濟の獨立ということを高く岸内閣もうたつておられるようにございまして、わが國の經濟の獨立のためには、やはり國際的には特にAグループとの經濟提携、あ

るいは技術の交流ということが緊急不可欠の問題としてあげられなければならぬ問題だといふふうな考へてゐるわけですね。國の方針がそうであるならば、やはりそれに準ずる教育の方針というところ、教育の行政というものがやはり緊急に立てられてしかるべきではないだらうかと思つたので、それで中國やソビエトとはもちろん日本の歴史も國情も違ひますが、やはり中國あたりの非常に建設的な、また緊急な發展狀態を見ると、國の施策に從つて教育施設というものはこれに比例して拡充されていく。たとえば中國における最近の重工業の發展のためには、各大学をあげて技術養成に力を注ぎ、理科教育に非常な力を注いでいる。國民の健康を守るという政府の方針が決定すれば、やはり醫學方面にどんどんと學生を養成し、國費もまたこれに導入して

いるというふうな、きわめて立體的な政策が講じられてゐるに思ふ。岸内閣がたびたびAグループとの經濟交流、文化提携というふうなことを言われておられますが、現実に見るこの姿というものと、御主張というものがはなはだ食い違つておることに対して、私ははなはだ遺憾の意を表したい。が、大臣はこの点に留意せられまして、積極的に國の經濟の獨立と發展のために、科學振興がいかにあるべきかといふ具體的なやはり方策をもつて臨まれてしかるべきだといふふうな考へるわけでございますが、重ねてこれに對する御意見を拝聴したいと思ひます。

○國務大臣(尾崎弘吉) 日本經濟の發展、日本の獨立の完成と申しますか、經濟の自立を達成いたしますために、科學技術の振興をはからなければならぬといふことは全く同感であります。さうに私も考へておる次第でございます。それにつきましては、お話の中にもございましたA諸國との經濟交流、あるいは經濟提携といふようなことも重要な施策でございますので、學校教育の面におきましても、その方向に對つて施設するところがなければならぬといふ御注意もその通りと考へます。今日までの狀況が、目標はそこにあるにしても、現実にはなかなかそこに伴わない、また一朝一夕にできることでもございせん。その方角に對つて今後努力して参りたいと思つておる次第であります。なお、また、中國の例を引いてのお話でございまして、中國と日本とは御承知の通りになり立ちも違つております。學校施設等を考へます場合にも、御承知のように、日本では私立大学を設置するといふことはこれは自由なんです。一定の基準さえ合つておればこれは認められるといふことにもなつておりますので、よほど狀態は違つておると思つたのでございまして、國の必要からいたしまして、おおよそこのくらいのものでございまして、それに相應するだけのことをこれは國の側として考へなければならぬといふと思つております。

○高田なほ子君 もちろんそれは一朝一夕にできるというふうなことは私も考へておりませんが、これは一つ例で御参考になるかと思ひますが、先般決算委員会でも問題になつた黄変米の問題だったのですが、二十八年からこの三万トンからのものが現在倉庫に眠つておる。毒でこれは食べさせられない。民間にはそのまま配給できな

い。学者が集まつて研究してしかるべき方法をいうことで、足かけ四年倉庫の中に眠つておるのですが、その一日の食費が今日なおもつて一日二百万円ずつ飛んでおる。私がこうしてしゃべつておる瞬間にも二百万円の金があるなら、なぜ科学振興のために、理科教育振興のために、そういうものが早急に使われなかつたかという問題は政治の貧困に疑問を持つて、一朝夕にできないというものは、肯定しながらも、政治面の貧困というものは、何と文部大臣が強腰になつて、予算獲得のために強引にやつていただいても、決して日本の財政には響かないという感じを持つてです。これは私見でありますので、以下事務的な問題について伺わせてもらいたいと思ひます。

○高田なほ子君 そうですと、ことし組まれた予算には、別に各大学からの申請というものを基礎にして組まれたのではなくて、新たな観点からこれらから配分をしていく、こういうふうにとつてよろしいのですか。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど大臣からもお話がございましたように、この予算は一定の基準というものを想定しておるわけではございません。先ほど冒頭に私が申し上げましたように、最近の研究設備に相当経費がかさみまして、その点の助成をしていきたい、毎年助成を重ねていきたいということからやつて参つておりますが、来年度におきましても、この法律ができました晩におきまして、審議会にかけまして、そうしてやはり方針をきめて、まだどの大学に幾らというものはきめてはございません。また申請を待つてこういう予算を組んだわけではございません。

○高田なほ子君 そういたしますと、これからの配分の方法、また予算の組み方というもののについては、各大学の申請を待つてそれが基礎になつて予算が組まれてくるように今聞き取れたのですが、私はやはりそうではなくて、この法律に基いて予算を組まれる場合には、最低これよりよいというふうな一定の基準というものが一応考えられて、先ほどの理科教育振興法の御審議でもお話があつたわけですが、計画的な、あるいは年次のものが一応組み立てられなければならないのじやないか。そういうものが組み立てられた

○政府委員(緒方信一君) たいいお尋ねの補助金は……理科教育特別助成補助金でございますが、これは金額は五千万円でございます、研究設備助成補助金の方は八千八百万円でございます。八千八百万円につきましては、まだ配分先はきめておるというわけではございません。これから、この法案にございしますように、審議会を作りま

して、審議会に交付する配分の方針等もかけまして、その上で決定をする、かように考えております。

○高田なほ子君 そうですと、ことし組まれた予算には、別に各大学からの申請というものを基礎にして組まれたのではなくて、新たな観点からこれらから配分をしていく、こういうふうにとつてよろしいのですか。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど大臣からもお話がございましたように、この予算は一定の基準というものを想定しておるわけではございません。先ほど冒頭に私が申し上げましたように、最近の研究設備に相当経費がかさみまして、その点の助成をしていきたい、毎年助成を重ねていきたいということからやつて参つておりますが、来年度におきましても、この法律ができました晩におきまして、審議会にかけまして、そうしてやはり方針をきめて、まだどの大学に幾らというものはきめてはございません。また申請を待つてこういう予算を組んだわけではございません。

○高田なほ子君 そういたしますと、これからの配分の方法、また予算の組み方というもののについては、各大学の申請を待つてそれが基礎になつて予算が組まれてくるように今聞き取れたのですが、私はやはりそうではなくて、この法律に基いて予算を組まれる場合には、最低これよりよいというふうな一定の基準というものが一応考えられて、先ほどの理科教育振興法の御審議でもお話があつたわけですが、計画的な、あるいは年次のものが一応組み立てられなければならないのじやないか。そういうものが組み立てられた

○政府委員(緒方信一君) たいいお尋ねの補助金は……理科教育特別助成補助金でございますが、これは金額は五千万円でございます、研究設備助成補助金の方は八千八百万円でございます。八千八百万円につきましては、まだ配分先はきめておるというわけではございません。これから、この法案にございしますように、審議会を作りま

上で、二分の一補助とか、あるいはまた三分の一補助とかいうふうになつてくるのじやないかと思ひますが、何か計画はあつての八千八百万円なんですか。年次計画はないのですか。

○政府委員(緒方信一君) これはこの前御審議願ひました理科教育の設備の補助金とは立て方が違ふのであります。理科教育の補助金の方は、これは一定の基準を定めて、それに達成いたしましたために年次計画を立てて補助金を組む、こういうふうな建前になつております。こちらの方は研究設備が特に経費を要しますので、最近そういう傾向でございますので、私立大学に對しましてもその補助をやつていきたいということでございます。従いまして三十二年度の予算といたしましては八千八百万円に計上いたしまして、予算の御審議を願つておるわけでございます。この範囲におきまして補助をいたします補助は二分の一でございます。その八千八百万円の範囲におきまして二分の一の補助を大学に對して補助して参りたいと考えております。

○高田なほ子君 今日までもやはり私立学校では非常に施設とか設備の費用が足りないということ、何とかこれは補助してほしいというふうな声もいふん上つておつたのではないかと思ひます。そこで伺ひたいのは、ことし組まれた八千八百万円という予算は、この現実の大学の要求に對してどのくらいのパフォーマンスに該當するのかわ、概略でけっこうですから伺つておきたい。

○政府委員(緒方信一君) この調べは非常にむずかしいのでございまして、特に大学の研究設備でございますから、どの範囲までやるかということも非常にむずかしい問題であります。従いまして実態調査等まだ十分できておりません。従いまして八千八百万円が、その幾らを充足するか、ちよつと一がいには申しかねるのであります。今後十分その点につきまして調査を進めたいと思つております。

○高田なほ子君 そういふことになつて参りますと、今度この法律の補助率を規定するに當つて、二分の一以内と云ふふうにひどくこま切りに刻んであるのでございますが、二分の一以内でそれのほば要求されるものが満たされるものか満たされないものかということに大へん疑問を持つておる一つ。それから、補助率二分の一以内といふことになれば、時には五分の一でもいいし、百分の一でも二分の一以内からいいといふことに極論すればなるわけですが、なほ二分の一以内といふふうな限界をきめたのか、二分の一以内でもそれで事足りると思ひます。御説明いただきます。

○政府委員(緒方信一君) これは予算の範囲内において二分の一以内の補助をするという法律の立て方になつております。従つて、大学で購入費用として購入費の補助を申請されまされる場合には、その購入費に對して二分の一以内を補助するといふことであります。こういうものを購入したいといふ申請がございします、その購入費の二分の一以内を補助するというのが法律の建前でございます。それから、二分の一以内といふことでは、三分の一、あるいは

○高田なほ子君 国の補助はいろいろの費目が出ておりますが、二分の一以内といふ補助率というものは私は一番低率ではないかと思ひます。教育の振興に私はなほ国がこんなにこま切れをしなければならぬか、農林関係の補助費はすいぶんあるのですが、どうして教育といふものにはこま切れをするのか。法律で二分の一以内と書いてあるといふことは非常に打撃です。二分の一といふことは、二分の一以内といふことでは、これは法的に解釈すれば幾らでも伸縮自在になるやうな気がするのですが、大へん危険な気がするのですが、どうなんですか。

○政府委員(緒方信一君) 補助立法の立て方でございますが、法律におきましては、何分の一以内といふふうにかくのが普通であります。予算の範囲内において何分の一以内の補助をする、これは政令におきましてあるいは二分の一とはつきり書くといふやうなこともほかの法律におきましてもやつております。二分の一が少いではないかといふお話でございますけれども、二分の一といふのは法律補助の一つではなからうかと思ひます。三分の二といふものはないことではないと思ひますが、あるいは三分の一の補助、たとえば御

○政府委員(緒方信一君) 補助立法の立て方でございますが、法律におきましては、何分の一以内といふふうにかくのが普通であります。予算の範囲内において何分の一以内の補助をする、これは政令におきましてあるいは二分の一とはつきり書くといふやうなこともほかの法律におきましてもやつております。二分の一が少いではないかといふお話でございますけれども、二分の一といふのは法律補助の一つではなからうかと思ひます。三分の二といふものはないことではないと思ひますが、あるいは三分の一の補助、たとえば御

○政府委員(緒方信一君) 補助立法の立て方でございますが、法律におきましては、何分の一以内といふふうにかくのが普通であります。予算の範囲内において何分の一以内の補助をする、これは政令におきましてあるいは二分の一とはつきり書くといふやうなこともほかの法律におきましてもやつております。二分の一が少いではないかといふお話でございますけれども、二分の一といふのは法律補助の一つではなからうかと思ひます。三分の二といふものはないことではないと思ひますが、あるいは三分の一の補助、たとえば御

承知の産業教育振興法の補助もこれは三分の一でございます。それから先般御審議願いました理科教育の方もたしか二分の一と思ひます。さうなことでございまして、この二分の一というのは決して低い率ではないと思つております。

○高田なほ子君 文部省が低い率でなしというふうな御認識になつていらつしやるのですから、これ以上私が低いといつても文部省は低くないというならば水かけ論ですから、これは論議いたしません。しかし私立大学の理科の設備というのはいふん貧弱じゃないでしようか。私は自分のむすこもが私立大学を出ておりますのでおじやまをいたしましたが、それはいふんお粗末でお気の毒だと思ひますが、一流の私立学校でもどうも大へんお気の毒なんです。財政貧困の私立大学においておや、これはもう予想外の姿ではないかというふうな考えられるわけでありまして、そこでその二分の一補助、あるいは三分の一補助というようなことは、これはこれから研究の問題にならうかと思ひますが、どうか一つ文部省は、二分の一で大体これでよろしいというふうなことはなくて、やはり私立大学の現状というものを一つ把握して下すつて、この二四％というのは数字に現れた非常にいい例だと思ふので、これで事足りないとせず、もう少し文部省の方で足りないというふうにおつしやつていただけたらなおいのじやないかと思ふのですがね。

まあ、言つていただければそれはしょうがありませんが、金額を補助しなければならぬというふうな状態は

ありませんでしようか、現在の私立大学で。

○政府委員(緒方信一君) これは私立学校に對します何と申しますか国の補助の問題の立て方のいかんという観点にも触れるかと思ひますけれども、私立学校でございまして、やはり私立学校の自主性というものは十分尊重していかねばならぬ、学校自体の熱意、努力と、それに對しまして国で補助を、手助けをしていく、こういうふうであらうと思ひます。両者相待つて施設を充実していく、その観点から参ります場合、二分の一というのは私は適当じゃないかと、こう考える次第でございまして。

○野本品吉君 ちよつとお伺ひしたいのですが、現在東京にあります国立、私立、合して大学というのはどのくらいの数……。わからなければあとでつけようです。

○政府委員(緒方信一君) 後刻調べましてお答え申し上げます。

○野本品吉君 それからもう一つは、現在新設を申請しておるものがありましか、また将来新設申請というのがあるお見込みでございまして、どうでしよう。

○政府委員(緒方信一君) 三十二年度から設置をする計画で新設の申請をいたしましたのがございまして。この設置をするにつぎましては、設置審議会にかつて文部大臣が認可をする建前になつておりまして、先般設置審議会の審査が実は終つております。さうな状態でございまして。

か調整しなくちゃならぬという精神から……申し上げるまでもなく首都圏整備法というのでございまして。首都圏整備法は、人口その他のものを適当なところに配置することによつて人口、学校、工場等の過度集中による都会の混乱、過度集中による都会におけるいろいろな弊害というものを除去するため考へられておるのであつて、従つて今後私立と言わずその他と言わず、東京に大学を新設する場合には、ただいま申しました首都圏整備の精神を生かして、そして清らかな静かな環境を求めて地方にこれを分散する、こういうようなことが現実にはきつめて困難な問題かも知れませんが、当然考へられるべき問題だと思ふ。この点について大臣、どういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(難波弘吉君) お話の御趣旨は私もちろん同感でございまして。あまり学生が東京にのみ集中するということとは、今日の事態におきまして好ましくないかと考へておる次第であります。が、現実の問題として考へます場合に、一定の条件を満たした申請がくれば、それをも拒否し得ない状態になつておりますので、法制上かれこれ干渉したりするわけにはいかないと申しておきます。實際問題といたしまして、最近の新しい私立大学の設置の問題としては、東京に新設するという例は、それほどないというふうな考へております。できることならば、前にも申しましたことと申しますが、私は各地方地方に充実した特徴のある大学ができて、あまり東京々々といつてこなくとも済むような事態に向けていかなければならぬのではないかと、かように考へておる次第でございまして。

○政府委員(緒方信一君) 先ほどお尋ねの東京所在の大学の数でございまして、四年制につきましては六十五であります。短大は六十八でございまして。それかならぬ、大臣からもお話がございまして、けれども、来年度設置したいという計画の四年制大学は東京にはございまして。短大がまあ二つございまして。

○野本品吉君 この助成金の交付の問題ですが、私は単に教育に関する補助助成だけでなしに、補助助成の今までの一般的傾向といたしまして、どうも国民の血税である助成金が効率的に使用されておらぬ。これにはいろいろな使用上の欠点もありませんけれども、配分の際にあそこそこもこの点で、総花式に配分するため何年やつても前進が見られない。そこで、せつと前の助成金が死に金になつてしまふといふことが非常に遺憾なことである、年来各種の助成金、交付金の問題について考へておるわけですが、従つて、元金もさう多くない助成金が今言つたような状態にばらまかれますといふと、幾年たつてもこれは目立つた効果が現れてこないのではないかと。従つて助成金の交付の場合には、できるだけこれは審議会の意見を尊重しなくてはならぬけれども、重点的に効率的にそれが配分されるように、というふうな考へなければならぬと思ふのですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(緒方信一君) 御指摘のようになるべく重点的に、効率的に補助金を運用することが必要でございまして。従来の運用につきましては、この補助

金の配分につきましては、やはり審議会がございまして、今度法律で作り出す審議会のような形でございせんけれども、はかの科学研究費等分科審議会がございまして、それにやはりかけて、そして十分意見を聞きまして配分をしたわけと申します。今後におきまして、この審議会ができてきまして、十分さういふ点に氣をつけまして審議会の意見も聞いて運用いたしたいと考へております。

○松澤靖介君 私立大学がわが国の教育振興に尽した功績というものは非常に絶大なものと考へますが、それにつきますと、先ほどのこの表を見ますと、学生が設備、施設の費用とか、あるいは維持費とか、さうな面でも非常に余分な寄付をしておるのを見られます。また入学金として出しておるようなことも、この表によつてどうかがわかりますが、これにつきまして、ある程度のものであつたならば、あるいは差しかないのじやないかと思ひますが、しかしながら過重なものにこれがなつた場合においては、非常な教育の機会均等というふうな結果になるのではなからぬかと考へますので、難波文相といたしまして、これらの点について、やはり生徒に過重な、かような負担をなさないうようにするためにこの法律を出して、さうして助成をすべきであるといふようなことでも考へていただけないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(難波弘吉君) 学生が学校に入るために非常に多額の寄付金と申しますか、さういふお金がかかるということは、これは決して望ましい事

態じゃございません。さようなことがなるべくないようになりたいものと考えておる次第でございます。ただ私立大学でございますので、学校の経営難持の上から申ししても、相当な金がかかる、あるいは校舎の拡充その他のことで相当の金がかかるというふうなことから、いろいろな寄付金が行われられておることと思うのでありまして、これらも決して望ましいこととは私は思いませんけれども、ある程度のこととは、これはやむを得ないというふうにも考えておる次第であります。今お話

基礎を確立するような、あるいは財的援助をするにいたしましたも、方法がある。たとえて申しますれば、私学振興会というようなものを通じて、その方から金の融通を受けて、そうして学校が何とかやりくりしてしのいでいくというようなことは、確かに一つの方法だろうと私は考えております。そういうたふな面で、こういうような種類の補助金と、それから学校の基礎を確立するというふうな面とは、これは別に一つ考えなくちゃならぬ性質の問題ではなからうかと思ひます。

○松澤渥介君 そうなりますと、自然と大学の基礎というものが確立していない場合は、生徒にその負担というものがないかと思ひます。結果になるのじゃないかと思ひます。その場合においてやはり入学金という

ものが、この表に出ておるようなものじゃなくて、これの数倍というようなものになったならば、私は相当の間題じゃないか、憂うべき現象じゃないかと私は考えられるのですが、これらの点に対して御所見をお願いしたいと思います。

○國務大臣(尾尾弘吉君) 莫大な金が入学に關係して必要とせられるといふようなことは、私といたしましては非常に遺憾な次第だと考えております。
〔理事矢嶋三義君退席、理事野本品吉君着席〕

○松澤靖介君　今の問題に對しまして、
もしも過重な負担を背負わされておるの
というような例があつたとしたなら
ば、局長といたしましてどういふお考
えを持っているか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(緒方信一君) 過重な負担が望ましくないことは申すまでもございませぬが、かりにあったという場合もございしますけれども、ただいま大臣からお話がございましたように、大学に對しまして指導、助言をしていくということは今後いたしてきたい、かように考えております。

○松澤靖介君　それでは先に八千五百
万の補助を出すというお話があったの
ですが、大体それは一枝についてどれ
くらいの額になるか、まだおわかりに
ならないでしょうか。

○政府委員（緒方信一君） この新しい立法のもとにおきまして、審議会に対してまして諮問をいたしました。配分の方針、あるいはその決定等も諮問をいたしましたし、きめることでございますけれども、御参考に従来やつて参りましたことを申し上げますと、大体一件に

刺しまして、人文関係と、それから自然科学系統と若干違いますが、補助金といたしましては、人文系統が大体二十万から二十四、五万でございましょうか、それから自然科学系統が三十五万ぐらいに平均してなることでございましょう。最高最低、これは非常に開きがございしますが、平均すると大体そのくらいでございします。従いまして設備を購入しますその設備費は、今申しました二倍でございまして、四十万、五十万、あるいは自然科学系統だ

と七十五万見当になる、かように考へております。

○松澤靖介君 先ほど高田委員からも御質問があったように、それらの額ではやはりほんとうにやらないよりはましというような程度で、やはりもっとも増額すべきじゃないかというように思われますので、たとえば義務教育費においてもP.T.A.の会費というものは、P.T.A.の負担が非常に大きくなっておるといふような意味において、私立大学において学生の負担が多くなる、あるいはまた負担を背負わなくちゃならぬということになれば、やはりこれを文部省としても相当考えなければならぬ問題じゃないかと思えますので、神武以来の好景気というこの機会においてももう少し御奮発願つたれば非常にいいのじゃないかと思えますので、それらの点についてなおお考えを局長からお願いいたします。

○政府委員(緒方信一君) ただいま私が申し上げましたのは少し説明が足りなかったと思いますけれども、一件当りの平均は今申し上げました通りでございます。大学によりましてはこれは数件の申請がございます、それが認められるという場合もございます。

そして今申し上げましたのはあくまでも平均でございますから、補助金といったしまして最高は百万、従いまして購入機減等は二百万ぐらいのものも買つてあるという実情でございます。そういう件数が学校によりましては、学校の規模の大きいところでは相当件数が出ますので、まとまりますと相当一校に刺しましてはもう少しまとまった金が出るのでございます。かようなことになつております。

○松澤靖介君　すべてこれは公立学校においてのもそうですが、有馬先生なんかここにいらつしやいますが、昔は相当に研究費なんか多かつたようですが、最近是非常に少い。いわゆる額は昔に比べれば非常に多いように、多額になつたように見えますけれども、實際言いますと、今の百万円なんていうものはほんとうにもの数にならないような状態じゃないかと思ひますので、これらの点についてもつともつと御覽を講じて得るようにしていただきたい、かように御要望申し上げます。

○矢嶋三義君 本法案は私立大学に対する助成法案ですが、きょうは私は若干承わっておきたいと思うのです。

まず、伺いたい点は、日本の国の文教政策の中における大学、その大学とは国立、公立、私立を含んだ大学であります。そういうものをいかなる形に置くかという点を私はまず若干考えて進んでいかなければ、私立大学側からちよつと要望があるから、つまみ金として八千八百万出したと、あまり来年は要望がないから都合よかったら予算編成過程においてこれは五千万円にしようか、情勢次第で一億ぐらいにしようかと考える。そういうような行き当りばつたりの考え方では相ならぬと私は思う、こういう前提のもとに承わりたいことは、私はこの前にも申し上げましたが、少し私見が入りますけれども、どうも日本の国立大学だけでも学部、学科等の全国の配置状況を見ますと、合理性、科学性というものが乏しいと思うのです。さらにその国立大学と公立大学の関係、さらに私立大学との関係に至っては全く方針がな

いと言っているのではないか。私伺いたい点は、今後国立大学の学部の増設とか、あるいは新しく国立大学を立てるような場合に、その地域に公立あるいは私立の大学、その内容がどういふものかという点をよく研究、勘案されて、国立だけでなく、国、公、私立を通じてこの大学の配置というものを考慮していかなければならぬと考へるのですが、その点大臣の御方針を一つ伺いたい。

○国務大臣(尾崎弘吉君) 現実の学校の状態にもよると思いますけれども、一般のお話といたしましては、お話の通りに、まだは避けて現にあるものをそれそれ生かしていくというふうな考へ方をとるようになりたいと思ひます。

○矢嶋三義君 やや具体的になります。たとえば日本の、有馬先生は専門ですが、医学方面で、たとえば齒科とかあるいは薬学というふうなものは、歴史的に見ても、私立大学でずいぶん充実したものと考へるのです。そういう大学があるのに、新たに乏しい国費の中から予算をさいて、そうして施設、設備を整えて新たに学部をこしらへるといふよりは、すでに伝統も実績も歴史もあるそういうところに、若干の国費を補助していくという考へは、非常に私は能率的ではないかと思ひます。国から補助した場合には、英国の大学にもあるように、これは先ほど大臣も触れておりましたが、ある程度政府の方でコントロールしていくことは、これは不当な、自主性を束縛してはならぬが、これはある程度やむを得ないと思ひます。そういう

ような私は方針というものはとられてしかるべきではないか。さらに極端に言えば、私は今後しばらくの日本は、国立大学は科学の進歩等によって、新しい分野は別ですよ、そうでない分野においては、新たに大学を作るとか、学部を増加していくということではなくて、その金があつたら、その金を適当なる私立大学に幾つかに配分して補助する。そのかわりに政府のコントロールも加わっていきましようが、そうした方が国民全体としての立場から見たら非常に能率的なものではないかと考へるわけですが、最近私学についての関心が政府においても国民においても非常に高揚してきたということとはけつこうですけれども、しかしまだまだそういう点について私は足らざるものがあると思ひますので、この法案が出た機会に伺つてゐるわけでお答へ願ひたい。

○国務大臣(尾崎弘吉君) 抽象的に申せば、お話の御趣旨はごもっともだと考へます。ただ具体的問題となつて参りますという、現在ある学校が一体どの程度のものか、内容的にはどうであるか、あるいはその地方においてはどうか、あるいはその地方においてはどうか、いろいろな状態にあるのか、いろいろな、いろいろな条件が入つてくると思ひますので、一がいに断定することはできないと私は思ひますのであります。が、一般的、抽象的の問題としましては、お話のような御趣旨はごもっともの点が多々あると考へております。

○矢嶋三義君 やや具体的に伺ひますが、たとえば私立の短期大学、これは夜間が多いのですが、あるところ、そこは公立とか国立の、

全くその内容の似通つた単科大学をまた設けようとする、そうすると、私立の方でそれを設けられるという、経営が困難になると反対する、こういうトラブルがある。あるいはまた高等学校の場合に、私立高等学校があつて、そうして入学志願者と採用人員とバランスが適当なところについておる、それを地方財政が苦しい中に新たに高等学校をこしらへるというとはけつこうですが、地方財政の苦しい中にそこ

に私立と競争して公立学校をこしらへるという、こういう事例はずいぶん具体的にあるわけなんです。で、これは設置者は違ふわけですから、それのお考へがあると思ひますけれども、私は大学から、主として高等学校までですが、そういう各級の学校において、指導的立場に立つ人は、国、公、私と、これを通じて地域、さらに

の教育というものを考へていくという立場に立つて、そうしてそれぞれの学校の特色を生かすと同時に、父兄並びに学生生徒の負担もできるだけ均等化していくという方向に努力さるべきである、かように私は考へるわけですが、従つて先ほどからこの法案に対する質問をするに當つて、前提としてそういうことを伺つたわけですが、そういう具体的なトラブルの起つておるような問題については、いかように指導されたらよろしいと文部大臣は考へておりますか。

○国務大臣(尾崎弘吉君) 現実の問題となつて参りますればやはり現実に即して適当な解決方法を見出すべきであらうと考へるのであります。

○矢嶋三義君 内容に入りますが、昨日他の委員の質問によると、理科教育

とか産業教育振興法に一定の基準に引き上げるために必要な補助でなく、まあ、つまみ補助金だと、こういう御説明ですね。そうなりまして、この助成補助金制度というものは、金額は当然変わってくるのでしょうか、永久にこれが続くものと、かように了承してよろしいわけですか。

○政府委員(緒方信一君) この法律は別に時を限つておりませんので、いつまでもという法律じゃございません。ただまあ永久にというところでございませうけれども、これは私立大学が相当に研究設備が整備されたならば、国家の補助が必要でなくなれば、廃止されてしかるべきものであらうと思ひます。しかし時を限つた法律ではございません。

○矢嶋三義君 それから、私はこの前お願いしました資料をさつき説明があつたわけですが、まあ大ざっぱに計算して国立学校の生徒、それから文科、理科を通じて一人当たり国費は大体十五万から二十万程度国費が支出されていふと、こういうふうにつかんでいいですね、どうですか。

○政府委員(緒方信一君) これは先ほど申し上げましたように、計算の仕方が非常にむづかしいと考へますから、たとえば人件費から設備費、施設費まで全部というふうな取り方もございまいし、それからまた学生経費と申しますか、そういうものだけを取上げておるものもございまいし。

特に文科、理科という分け方、区分をして出すということになりますと、非常に困難でございますので、まだ実は出してございませぬ。これに一つその

作業をしておりますから、なるべく早くお知らせ申し上げます。

○矢嶋三義君 この助成金は、従来大学院を置く大学だけになされておつたのです。医科とか、薬学、これを含みますが、そういうものだけに充てられておつたわけですが、今後、これに四年生大学を全部入れる予定ですか、それから短期大学はもろに入らぬわけですね。そうなるものと計算すると、一校平均八十万円程度になるように計算が出てくるのですが、今後八千八百万円の補助対象となる学校並びに学部については、どういふふうにお考へになつてゐるのか。

○政府委員(緒方信一君) おつしやいますように、従来は大学院を置く大学と、それから医科、薬科の大学、これに限つて補助をいたして参りました。今後におきましては短期大学は入りませんで、四年生大学を全部対象として参ります。これをいかに配分いたしますかというところは、先ほど申しました審議会に諮りまして、十分検討していきたいと思つております。

○矢嶋三義君 その審議会には、原案はあなた方が出されるのでしようが、文科系統、理科系統には、どういふ比率で配分されるお考へですか。

○政府委員(緒方信一君) これも具体的に今申し上げかねますけれども、御参考に従来の例を申し上げますと、一応自然科学、それから人文科学、社会科学の比率は、大体六対四、金額で申しますと六対四ぐらいの比率になつております。

○矢嶋三義君 六が理科系ですね。それから来年度の予算要求額事項別表というのを見た場合、私立大学研究

設備助成三千八百万円と、私立大学理科特別助成補助五千万円と、この区別は並んで出ているとわからないのです。この区別を一つ説明して下さい。

○政府委員(緒方信一君) この研究費助成の方は、先ほども御質問がありましてお答えしましたように、大学の研究の設備に對しまして助成をいたします。理科教育特別助成金の方は、学生の実験実習用の機械器具、工具あるいは図書、こういうものの購入に對しまして補助をするということでございます。その点に区別がございます。

○矢嶋三義君 学生の実験実習というのと、研究というのの区別がつかますか。

○政府委員(緒方信一君) まあ今申しましたように区別がございまして、理科の方は理科の大学だけでございまして、研究設備の方は、人文科学、自然科学両方ともということでは先ほど申し上げた通りでございます。学生の実験実習用のものと、それから大学としての研究設備、これは区別がつかます。どうも例を申し上げますことは非常にむずかしいのでございますけれども、学生が実験実習用に使用したとすれば機械器具で申しますと、実験用の顕微鏡を買ったとか、フライス盤といったようなものを買ったとか、工具につきましても、製図機を買ったというようなものは理科特別助成でやるわけでございます。もつと高度と申しますか、特に研究に必要な設備、たとえば電子顕微鏡を買った、こういう場合には、この研究設備助成金の対象になる、こういうこととでございます。

○矢嶋三義君 ちよつとその程度が、水準が違つと、こういうわけですか。

な、非常にわかりづらいと思うのだけれども、そうですか。

○政府委員(緒方信一君) 大学の、これは機能は、申し上げるまでもございませぬけれども、まあ学生の教育ということが一つであります。それから大学自身が研究を進めていく研究、両方あるわけでございますが、その教育の方の学生自身が実験実習に使うという方に重点を置きますのが理科の特別助成金でございます。大学自体として研究の使命を果すために当然設備しないならばならぬ研究設備があるわけでございます。そういうものを助成したいというのがこちらの方の目的であります。抽象的に申しますとそういうことであります。

○矢嶋三義君 国立の場合、大学における研究と教育というのをはつきり分離して予算措置をしておられますか。大学においては教育と研究というのとは区別がつかんと思うのですが、その区別ができるのかどうか、予算措置の面から實際をうかがっているのか、その点と、この法律が通つたあとにはこの提案の通りに研究設備助成の方は配分その他については審議会が相当発言権を持つてくるわけですね、ところが理科特別助成の方は管理局の振興課の一存でいくわけですがね、こういう差異はどうしてもうけられるのですか。私は大学の教育研究自体は分けられんと思うのだが、かりにそれが分けられるとしても同じく私立大学に助成がされるならばこの取扱いは方を一本にされるべきじゃないですかね、一方は審議会も設けてあるし、一方は管理局の振興課のお役人さんだけでやるというのはどうも理由がわかりかねるのです。

が、どういふふうにお考えになつてゐるのですか。

○政府委員(緒方信一君) 前段の御質問であります。国立の方は御承知のように特別な実験装置等は別でございませぬけれども、しかし一般的に設備等を整えますためにはその経費としましては学生経費とか教官研究費とか、こういうものを基幹的な経費としまして、そのほかにも設備更新費等がございませぬけれども、そういうもので総合的にやっておりますから特に予算措置として研究用、実験用というものはございませぬ。基準経費でやると、そういうことでございませぬ。

○理事野本吉君退席、委員長着席

それからその後段の御質問でございますが、これは研究設備の助成の方は先ほどから申し上げますように、昭和二十八年度から予算をとりまして、そして十分審議会等にも諮りまして今日まで運用をやつてきております。このやつてきました実績をそのまゝ法制化しまして、ますます今後国の補助という趣旨でございまして、これについて趣旨でございまして、これにきましては審議会を、さらにこの法律を作りましてやつていきたい、かような考え方であります。理科の特別助成の方はこれは歴史的に申しまして昭和三十一年度以降やつておるのであります。これもお話のように文部省内部におきましては局が違ひます。違つて取り扱つておりますが、一応その目的が違つておりますから別途の取扱ひをしてゐる、こういうことであります。

○矢嶋三義君 目的が違つてゐるから別途というのはおかしいと思うのです。極端にいけば、ある大学には理科特別助成もい、研究設備助成もい、ある大学は両方とも熱心に所望したがり得るわけですね。だから同じ私立大学に對する助成ならばやはり私は一本でやつた方がうまい、こう思うのです。その教育と研究というものを区別できないのだから両方申請があれば、こちらの理科申請が落ちたから、こちらの研究助成の方を少しでもおすそ分けしてあげよう、こういう配分方法も生じてくると思う、また必要になつてくると思う。だから審議会と振興課と全く区別しているのは私はおかしいと思う。これは考え直してもらいた

それから大臣にお答え願ひ申し上げます。大臣に何うんですが、私立大学研究設備助成は当初四億五千万円省議で定められましたね、四億五千万円、それが八千八百万円に落ちついたわけですが、大蔵折衝において大蔵当局と文部当局の間で見解が非常に食い違つたところはどうかという点にあるのか。少し私には文部省議の決定とあまりにも離れ過ぎてゐると思ふんです。従つて何か大きな見解の相違があつたのではないかと思いますので、今後のこともありますから、それを承りたいと思ふんです。それと、第二條で言う「學術の基礎的研究に通常必要な機械、器具、標本」というこの「基礎的研究」というのと「通常必要な」というのが非常に目ざわりがあるのですがね、これはどういふことをお考えになつておられるのか。私立大学の中でもいふゆる世間で一流大学というような大学はこの「通常

常必要な」といふ言葉から除外されることがあるのではないかと、まあ通常必要といふのはどの程度かということに違つてきますがね、これは非常に不明確だと思ふのです。私は四億五千万円の要求が八千八百万円になつたのはこういうところがあるいは文部当局と大蔵当局との見解の相違を来たした一つの原因になつてゐるんじゃないかと推測しておりますので、お伺ひしておるわけです。

○政府委員(緒方信一君) 第一点の二つの補助金の取扱ひ方でございますけれども、從來におきましてもよく両者連絡いたしまして、局は違ひますけれども、よく連絡いたしまして、ただいまおつしやいましたようなひどい重複とか、あるいはさうじやない逆のようないふことの起らぬようには十分注意してやつておることはやっております。今後その点は十分一連絡を緊密にしてやつていきたいと存じております。まあ教育用の設備で、理科教育特別助成の方は、これは学生の実験実習の機械、器具、工具等でございますから教育用の設備でございます。従いましてかりに文部省が行ひましたとしてもこれは妥当な線が出得るのですけれども、研究設備につきましてはこれはやはり審査いたしたすにも相当の専門家の意見も聞かなければならない、こういう関係もございまして、從來の補助金の配分につきましても先ほどから申しますように別の審議会でございますが、これにかけてよく意見を聞いてその価値判断をせしめよう、こういうこととやつてきてゐるのでございます。今後この取扱ひでいきたいというのがこの法律の趣旨でございます。

それからこの法律の字句の御質問につきましてまずお答え申し上げますけれども、「學術の基礎的研究に通常必要な」という点でございしますが、まあ大学が行います研究というのは、これは基礎的な研究でございます。大学の教室あるいは研究所で行いますものは、いわば民間におきます研究所とは違うのでありまして、使命としましてはやはり理論的基礎的な研究をするのが本旨なんでございます。これには若干応用的な研究に入る部分もございすけれども、特に工学あるいは化学といったような関係においては応用的な面も入ることもございますけれども、やはり大学の研究は原則としては理論的基礎的研究だろうと思ひます。そこで特に何か研究の成果を工業化でもするといったような設備を大学で作るということは、これは入らない、こういう趣旨でございす。基礎的な研究に通常必要であるというのは、そういう意味を現わしたものでございます。

○矢嶋三義君 一流大学は対象から落ちるのじゃないですか、どうなんです。

定とは非常に違つております、これは御指摘の通りでございます。これはどういう理由かということでございますけれども、それは折衝の過程におきましていろいろ考え方の違いも両省間にあったと思いますが、主として財政の観点から、これは従来三千八百万円の補助金というものを文部省としましては飛躍的に増額をいたしたいと考えてましたが、結局結論をいたしまして五千万円の増額になったということであります。

○野本品吉君 関連。研究部面における私立学校の特色と申しますか、私は、公立の大学と違う面があると、こう考へる。と申しますのは、日進月歩の最近の科学その他を研究する場合に國、公立の学校においては國の予算が取れないというと着手できないといううらみがございます。私立学校においてはその点が比較的自由であるのじゃないか。私はまあそういう点に私学における研究というものが生かさるべきだ、こういう考へ方を持つておるのです。が、これは間違つておりましようか。大臣、御感想いかがですか。

○國務大臣(難尾弘吉君) まゝ、そう
いうところが私は私学の一つの特色で
あると考えております。ただし今の
状況、現実に存在しております各私学の
状況から見まして、程度が十分でない
というふうな事態があり、しかも科学
技術の方を進めていかなくちやならぬ
ぬ、こういう要請もございますので、
特に国の方から援助していこう、こう
いう趣旨に御了解をお願いしたいと思います。

○野本品吉君　もう一つは、これは国立、私立に關係はないかしれませぬ

が、大学における研究の成果が現実
に事業化あるいは企業化への努力、そ
ういうことがどこかでなされてお
りますかどうか、この点一つ。

○政務委員(緒方信一君) 大学の研究は、先ほどもお答えしました中に申し上げましたように、原則として基礎的な研究をやるのが大学の使命であらうと存じます。しかしこれを工業化し、実際の役に立てるといふことは、これまた大きなことでございます。従いましてその基礎研究と、その

必要でございまして、これはある程度は大学でも行われております。それに對しまして補助金といたしまして科学研究交付金の中の科学研究助成のため科学試験研究費補助金というのがございまして、これで国、公、私立の大学の研究機関等に対しまして、あるいは民間の文部大臣が指定いたします研究機関に対しまして補助を出しております。三十二年度の予算といたしましては、ただいま御審議を願っておりますけれども、一億六千万円でございますが、これを計上いたしてお

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○高田なほ子君 資料を要求したいの
ですが、文部省で当初大蔵省で本法案

億何がしの数字がありますね、あれだけ架空の四億五千万ではなくて、各私立大学から必要であるというような額の要請に基いて申請されたのじゃないか」と思います、その資料をいただきま

○政府委員(緒方信一君) これは先ほど御質問にお答えいたしましたけれども、各大学の申請をまとめてそれを積み上げて四億五千万円を要求したというところじゃないかと思いますので、その意味では資料はお出しかねるのです。

○高田なほ子君 正確な資料でなくともよろしゅうございますが、現在私立大学でかくかくのものがほしいという要求をまとめたような調査はあるはずだと思いますが、そういうものはないのですか。

○政府委員(緒方信一君) これはござい
ません。毎年、今までの予算の配分
の場合にはそのつど申請をとりまし
て、それに對しまして審査をして補助
をしてきたというのが従来の実績でござ
いまして、これこれのものがほしい
ということとは具体的にはございませ
ん。

○高田なほ子君 これは論議をするわけじゃございませんですが、予算を要求するのには何か資料がなければ、私は予算要求の基礎がでないのじゃないか、ということふうに思うのです、常識で。なほ子君

た文部省が行き当りないから、設置問題は大蔵省に四億何がしの要求が出されたのですか。あのね、何か資料というものはないのでしょいか、なければけつ

○政府委員(緒方信一君) これは急速に予算をとりまして急速に整備をしたというところで要求をしたわけでございまして、それはまあその書類はございますので、先ほどから申し上げましたように、具体的に申請をとつてそれを出したということじゃござい

ません。その点資料としてはお出しかねるわけにあります。

「高田なほ子君、何にもないのですか。私がこう要求する気持わかりますか、わかってもらえますか、その気持ちを。そういうような資料は何にもないのですか。驚きましたね、それじゃやめます。」

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

今の高田君の資料要求に對して、文部省の方としては、確たる資料を現在持ち合わせておらぬ、こういうことで

でございますので、その点は御了承を願いたいと思います。しかしながら、今後予算を要求するときにおいて、やはり対大藏折衝をする場合に、やはり一応の資料というものがない限りにおいては、非常に線が弱いと思うので、これは大臣においては、至急今後におい

てそういうものの資料というものは必ず作って予算要求をするというふうなことを、下府行政当局に厳命をして、理科教育振興と合せて強力な予算獲得運動をたたいまより出発せられんことと

以上で本法案に対しては、まだ質疑は尽きてはおりませんが、相当時間も経過しておりますので、本日はこれにとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十一分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十二日）

昭和三十三年三月二十日印刷

昭和三十三年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局